

事業事前評価表

国際協力機構中東・欧州部ウクライナ支援室

1. 基本情報

国名：モルドバ共和国（モルドバ）

案件名：医療体制強化計画

The Programme for Strengthening Medical System

G/A 締結日：2022年11月11日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健医療セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

モルドバは、1991年に旧ソビエト連邦から独立後、我が国を含む各国ドナーからの支援を受けつつ、医療財政構造の刷新を通じた財政支出の大幅な削減、少子高齢化の進行や生活習慣病の増加に対応すべく、二次・三次医療を中心とした医療サービスの更なる効率化のための病院の統廃合と拠点化及びこれら拠点病院における医療レベルの向上、一次医療の充実による医療提供体制の効率化等の保健医療セクター改革に取り組み、着実に成果を発現してきた。同国の国家戦略「モルドバ2030」では「健康な心身に対する基本的権利の保証」を優先課題とし、その中で「健康な心身に対する基本的権利の保証」が優先活動として記載されている。このように各種施策に取り組んでいるものの、老朽化機材の更新や医療レベル向上に向けた新規機材調達といった医療インフラの整備は未だ途上であり、加えて財政・人材不足の課題も確認されており、医療資源不足への対応が引き続き求められている。

2022年2月24日に始まったロシア連邦（以下、「ロシア」という）によるウクライナへの侵略に伴い、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば累計で約41万人のウクライナ避難民がモルドバに流入（2022年4月10日時点）しており、モルドバ政府によればうち約10万人が国内に滞留しているとされ、その多くがキシニョフ市内（2021年時点人口約50万人）に避難している。モルドバ政府は、宿泊施設の提供や医療サービスの無償提供等、積極的に避難民の受け入れを実施し、3月にはモルドバ全土で約3千人のウクライナ避難民に救急医療サービスを提供した。モルドバの人口は約270万人であり、元々医療資源が不足していた中で、高齢者や女性、子供を中心とした約10万人の避難民の滞在により、モルドバ国民及びウクライナからの避難民への医療サービス提供体制が急激に逼迫しており、同体制の維持、特に高度医療に関して不足する医療資源の強化・整備が急務となっている。加えて、今後のウクライナにおける戦線拡大とそれに伴うより大規模な避難民流入の可能性も予見されており¹、想定し得る緊急事態に備えるべく、未整備の緊急・災害医療体制を整備するための支援、及び同避難民の大規模流入も見据えた治療・手術に対応できる医療体制の強化が求められている。

¹ モルドバ保健省では、ピーク時に一日5~10万人の避難民が流入、25~35万人が同国に留まるシナリオを想定。

かかる状況下、「医療体制強化計画」（以下、「本事業」という）は、モルドバ国内の医療機関における必要機材・不足物資を早急に整備することにより、同国の医療提供体制の強化・拡大を支援するものであり、避難民受入国であるモルドバの保健医療セクター、及びウクライナ避難民に対する人道支援の側面においても重要事業であると位置付けられる。

（２） 保健医療セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

ロシアのウクライナ侵略に対応して、自由主義的国際秩序を維持するために欧米を中心とした国際社会がウクライナ及びウクライナ避難民、避難民を受け入れている周辺国への支援を行っている。2022年3月17日に実施されたG7外相会談においても、ウクライナからの避難民を受け入れ、特に厳しい状況にあるモルドバへの支援を国際社会として強化していく必要性を認識し、「モルドバ支援グループ」を立ち上げていくことで一致している。更に、2022年4月にモルドバ支援閣僚級会合も実施されており、本事業は、この流れの一環と位置付けられる。

我が国の対モルドバ国別開発協力方針（2020年10月）においては、同国中央・地方政府ともに慢性的な財政難を抱える状況下、公共サービスの質・効率性の改善を協力重点分野としており、特に保健医療分野では、疾病構造の変化、高齢化による将来の財政負担等への対応が必要とされている。これまでも無償及び有償資金協力により3度の医療機材整備（「国立母子病院医療機材整備計画」（1998年度）、「第二次レベル医療施設医療機材整備計画」（2000年度）及び「医療サービス改善事業」（2013年度））及び国立がん研究医療センターへの電力供給のための太陽光発電設備の整備（「太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画」（2011年度））を行ってきたほか、保健医療分野の課題別研修を実施している。加えて、本事業は JICA 世界医療保健イニシアティブの「治療体制の強化」に位置づけられる。

更に、本事業の実施によって斯様な必要機材を整備することで、同国の医療提供体制の強化・拡大を支援し、モルドバ国民、並びにモルドバにて庇護を受けているウクライナ避難民が必要な医療サービスを適切に受けることが可能となり、SDGs ゴール3に貢献すると考えられる

（３） 他の援助機関の対応

ウクライナ危機以降、世界各国から国際医療チームがモルドバに入っており、WHO の支援する医療チーム調整本部（JICA も協力）の下、9チームが活動している（2022年4月8日時点）。その他、スイス開発庁等が保健医療分野での人材育成などの支援を行っていると同時にオランダなど欧州各国からの医療機器整備への支援の動きもある。また、ウクライナ危機以前より、世界銀行の融資による医療機器整備もなされてきているが、本事業との重複はない。

3. 事業概要

（１） 事業の目的

本事業は、首都キシナウ市内において、ウクライナに避難民を受け入れている5か所の医療機関に対し、医療機材（画像診断関連機器、人工透析装置等）を整備することにより、同国における医療提供体制の維持・強化を図り、もって同国にて庇護を受けているウクライナ避難

民が受ける医療サービスの改善及びモルドバ国民の生活水準の向上に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

キシナウ市

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：モルドバ保健省、モルドバ国内医療機関

最終受益者：利用者となるモルドバ国民、並びにモルドバにて庇護を受けているウクライナ避難民

(4) 事業内容

1) 施設、機材等の内容

【機材】画像診断関連機器、内視鏡診断・治療関連機器、手術関連機器、臨床検査関連機器、人工透析装置、人工呼吸器等患者管理関連機器等

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

なし

(5) 総事業費

1,000 百万円（概算協力額（日本側）： 1,000 百万円）

(6) 事業実施期間

2022 年 11 月～2024 年 5 月を予定（計 18 か月）。最後に整備する機材の供用開始時（2024 年 5 月）をもって事業完成とする。

(7) 事業実施体制

① 事業実施機関：保健省（Ministry of Health）

② 運営・維持管理機関：事業対象の医療機関

(8) 他の JICA 事業との関係

1) 我が国の援助活動

ロシアによるウクライナ侵略の勃発後、3 月 19 日より「ウクライナ避難民に係る緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団」（以下、「JICA 調査団」という）をモルドバに派遣し、保健医療・緊急人道支援分野の緊急並びに中長期的な支援ニーズを調査している。本事業は、JICA 調査団が聴取したニーズに対応して支援を具現化するものである。また、同国内の医療施設に対しては有償資金協力「医療サービス改善事業」（2013 年度承諾）による医療機材整備の実績があり、適切に使用・管理されている旨確認されているが、本事業によって新規の機材を整備することで効果の補完が可能となる。更に今後、2022 年度実施予定の個別専門家「医療機材維持管理能力強化」との相乗効果を図る。

2) 他援助機関等の援助活動

WHO の支援する医療チーム調整本部等において、本事業の内容や進捗を共有すること等により、他機関の支援との調整を図る予定。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は、事業対象国であるモルドバ国民の生活水準の向上に寄与することに加え、ウクライナ避難民に対する人道支援にも位置づけられる。

3) ジェンダー分類：「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>

本事業は、女性や高齢者、子供を中心とした避難民やモルドバ国民への医療体制を強化し、事業効果の1つとして出産数を指標に設定しているため。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2022年実績値)	目標値(2027年) 【事業完了3年後】
本事業により医療提供体制が強化された 医療施設数(箇所)	0	5
出産数 (うち、ウクライナ避難民)(件/年)	5,500(23)	6,000(400)
人工透析患者数 (うち、ウクライナ避難民)(人/年)	750(21)	1,000(80)
癌入院患者数 (うち、ウクライナ避難民)(人/年)	27,000(25)	30,000(100)

注) 目標値のウクライナ避難民数は、ウクライナ避難民数が現状のままであることを想定した数値。

注) 医療機材整備による効果は、「より安全且つ緊急の例にも対応できる」ようになること。治療件数の倍増というよりは、「逼迫した状況が改善する⇨治療の待ち時間が減る⇨治療待っている間に重症化する患者数が減る」という効果が期待される。

(2) 定性的効果：モルドバに於いて、モルドバ国民への医療提供体制を維持しつつ、モルドバにて庇護を受けているウクライナ避難民が必要な医療サービスを適時適切に受けることができる。モルドバの医療提供体制が、パンデミックや自然災害、紛争等の危機に対応できるより強靱なものとなる。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

医療機関の維持管理に関する予算・人員が確保される。

(2) 外部条件

モルドバ国内にロシアによるウクライナ侵略の戦禍が及ぶことなく、治安が著しく悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ヨルダン・ハシェミット王国向け無償資金協力「南部地域拠点病院及びアルバシール病院医療機材整備計画」(評価年度 2013 年)の事後評価等では、対象病院の機材の保守管理に必要な予算配分を含む機材保守管理体制確認の重要性が指摘されている。本事業では過去の教訓を踏まえ、対象病院及びラボの保守管理体制の状況把握と課題確認を行い、事業実施段階においても継続的に保健庁と協議する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、医療機材の整備を通じてモルドバにおける医療提供体制の維持・強化に資するものであり、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成 3 年後 事後評価

以 上